

令和2年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第22号）						
招集年月日	令和3年1月29日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年1月29日 午前10時12分			議長	徳永正道
	散会	令和3年1月29日 午前11時17分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	8番 山口和幸 9番 永井英治					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	商工観光課長	北口俊朗	○
	企画財政課長	船津宏	○	建設課長	大藪哲夫	○
	町民課長	深水昌彦	○	農業委員会事務局長	山本祐二	○
	生活福祉課長	山内悟	○			
	健康推進課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第22号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第64号 あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について
追加日程第1 発議第8号 あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に関する付帯決議案について
日程第 3 議案第65号 あさぎり町学校給食費条例の制定について
日程第 4 議案第66号 あさぎり町学校給食運営審議会条例の制定について
日程第 5 議案第67号 あさぎり町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第68号 あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第69号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第16号）について
日程第 8 報告第20号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第64号 あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について
追加日程第1 発議第8号 あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に関する付帯決議案について
日程第 3 議案第65号 あさぎり町学校給食費条例の制定について
日程第 4 議案第66号 あさぎり町学校給食運営審議会条例の制定について
日程第 5 議案第67号 あさぎり町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第68号 あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第69号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第16号）について
日程第 8 報告第20号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
-

午前10時12分 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので令和2年度あさぎり町議会第11回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議録、会議規則第124の規定によって、8番、山口和幸議員、9番、永井英治議員を指名します。

日程第2、議案第64号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する

条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町が任用する教員等の採用、給与、勤務時間、その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定める必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） おはようございます。あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について御説明いたします。最初に条例制定の背景について御説明いたします。須恵小学校は、児童の転出により令和3年度新2、3年生が複式学級となる可能性が高まりました。このことで、須恵小学校保護者から複式学級の解消を求める要望があったことから、今回複式解消のために1年限りの町費負担での教職員を配置するものでございます。2ページをお願いいたします。第1条目的、第2条採用、第3条定数、第4条選考に係る審査期間、第5条給料、3ページになります。第6条教職調整額、第7条扶養手当等、第8条給与の減額、第9条旅費、4ページになります。第10条休日及び休暇第、第11条勤務時間、第12条休日及び休暇、第13条正規の勤務時間を超える勤務、第14条委任について規定しております。なお、附則といたしまして、施行期日第1項、この条例は令和3年4月1日から施行し、次項の規定は公布の日から施行する。準備行為、第2項この条例に基づく町費負担教職員の採用その他の準備行為は、この条例の施行前においても、第2条の規定の例により行うことができる。有効期限、第3項、この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失うものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。1番です。ただいま課長からの御説明にもありましたが、今回、具体的には須恵小学校が4月新年度から複式学級の可能性があるということが発生いたしました。この話が出ましてから私どもも若干、現在の保護者の皆さんと御意見をいただく場面を行いました。その中で、それぞれの要望書が出たというお話もありましたが、その中で私ども聞いた範囲の中でですね言われたことが、平成27年度に27年に、今回の今日御提案いただいている条例とほぼ同位の条例が成立をしております。当時の町、教育委員会、そして議会のほうのいろんな協議を審議をいただいて、5年間というその時設定がされたわけでございますが、そしてそういった条例の設定をいただいて、幸いにしてその条例が施行されることはなかったわけでございますが、その審議というかその経過の中にですね、その5年間で、地域のあるいは保護者の複式学級に対する理解をいただくと、そのための猶予期間であるというような、そういう意味づけもされておりました。それで、今回の保護者の皆さん方は、当時のことはもう年代が若干ずれておりますので、ほぼ御存じでない。そういった中でいろいろびっくりというか不満が出てきた。これをあえてここで申し上げますのは、今回のこの条例を制定いただくことは大変ありがたいわけでございますが、その期間1年間というのは前回の5年と同位で、やっぱりその猶予期間、その中に複式学級は今後ですね、好むと好まざるに、どうしても、今回はたまたま須恵小でございますが、他の校区も含めてですね可能性が発生する。その時にスムーズに移行するためのいろんな努力をこれまでもされてきたわけですが、今回たまたまそういうことで、その理解がなかなか得られない、そういった時間的な余裕のための1年でもあるというふうに私は理解しておりますので、ぜひともこの部分をですね、町、教育委員会のほうも私が言うまでもなくですね十分御理解いただいていると思っておりますが、その辺のこの1年間のそういう意味での考え方をですね、ちょっとここでまた御説明いただければと思います。これをここでまたあえて申し上げますのは、今回の保護者とのですねお話の中で、言われたこと。これ特定の方かもしれませんが、少数意見かもしれませんが、私たちは、あさぎりが子育てをしやすから移転してきました。須恵小学校が自分の子供の子育てに対して非常にいい

学校と思って来てましたと。その方は家庭事情をあえて言いますと、どこに住んでも結構自由のきく方なんですよ。その方がそういうふうにおっしゃってですね、あさぎり町の子育て支援、あるいはあさぎり町の教育に対する熱意が、今回このまま強行というか、複式学級をされるのであれば、それは私たちにとって失望する案件になると。あさぎり町にですよ。須恵じゃなくてあさぎり町に住まなくてもいい。私たちは出ていくことも選択肢に選びますとそういうこともおっしゃるような方もおられました。要するにここでこれを申し上げているのは、ですからこういった部分は、大げさに言うと町のですよね子育て支援に対する教育に対する姿勢を厳しく見ておられる、そういうふうな部分もあるということをお今回非常に実感しましたので、この場でこういうことを申し上げております。そういうことを踏まえましてですね、ぜひあの今回何遍も言いますがたまたま須恵校区ですが、あさぎり町全体のそういう問題に関してのですね、一概に複式学級がいいとか悪いとか議論でなくてですね、それをやむなく、もうあえて選択せざるをえない状況になってきた時にはですね、スムーズにいくように是非ともですねこの1年間を有効活用していただきたいということをお願いしたいと思いますので、その付近についてちょっと御答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、御意見ほんとにありがとうございました。そのことにつきましては、今後学校規模適正化審議会を設置いたしまして、今後の学校のあり方ということをお協議していきたいというふうに思っておりますので、またその点につきましてはまたいろんな視点から議員様方の意見も聞くこともあるかと思いますが、その時はまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） 11番小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に関する付帯決議案の動議を提出いたします。

◎議長（徳永 正道君） ただいま小見田議員から、議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に関する付帯決議案の動議が提出されました。ここで休憩をいたします。暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。発議第8号、議案第64号あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に関する付帯決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。よってこの動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第1、発議第8号、議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に対する付帯決議案を議題とします。

追加日程第1 発議第8号

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第1、発議第8号、議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に対する付帯決議案についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 発議第8号、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会厚生文教常任委員会委員長小見田和行。議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用に関する条例に対する付帯決議案。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10条第3項の規定により提出いたします。提出理由を述べます。令和3年度、須恵小学校において、複式学級解消のため、町費負担教職員の採用が行われ単式学級を実施するが、複式学級にスムーズに移行するために地域住民の理解と協力をされるように努め、児童の学習環境の変化に適切に対応を図るべく、ここに決議を提出いたします。付帯決議を述べます。議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用に関する条例に対する付帯決議。1、児童数の減少に伴い学級編成において須恵小学校が複式学級になるのを受け、町費負担教職員を採用し、1年間単式学級を実施することとなった。学校の持つ地域的意義をも考え、複式学級に対して、保護者や地域住民の理解と協力が得られるように努め、教職員の学習指導方法等についても適切な指導を行うこと。2、複式学級に移行するにあたり、児童に対しては、複式学級の模擬授業を実施するなど学習環境の変化に戸惑うことのないようにきめ細やかな指導を行うこと。3、児童数も毎年減少していく中、各小学校の学級編成において、複式学級の設置が想定される。学校規模等適正化審議会において、学校施設の規模と配置の適正化について不断の審議を行うこと。4、少子化対策並びに複式学級解消のために、町営住宅建設などの施策を実施してきたが、今後も地域の特性を生かした取り組みを住民と協働し取り組んでいくことが重要である。将来のあさぎり町を担う子供たちのための支援充実を一層図ること。令和3年1月29日、あさぎり町議会。

◎議長(徳永 正道君) 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎議長(徳永 正道君) ただいま発議第8号、議案第64号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例に対する付帯決議案が可決されました。特に執行部から発言ありますか。町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい。あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例では、慎重な御審議をいただき議決をいただきまして誠にありがとうございました。また先ほどこの条例に対しての付帯決議が決議されました。貴重な御意見、御提言をほんとに感謝申し上げます。今回の須恵小学校での複式学級に移行ということで、須恵校区の保護者の皆さん、それから地域住民の皆さんには不安が広がったことと思います。こ

れまでの経緯を十分考え、この1年間で地域の皆さん、それから保護者の皆さん、それから児童生徒と一緒に複式学級に向けた取り組みを行い、十分な理解の上で令和4年度から実行できるようにしていきたいと思っております。今後の執行に当たっては議会や審議会等、皆さん方の御意見を十分踏まえまして努力してまいりますので、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） では、失礼します。この度はあさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例につきましては、貴重な御意見、御提言を賜りまして本当にありがとうございます。今後とも複式学級編成についての理解を深めるために、指導主事を招聘しての異学年での研究事業等の実施をとおした指導力向上研修及び保護者等の先進的実践校の視察等を通して複式学級の理解を深め、なめらかな複式学級への移行に取り組んでいきたいというふうに思っております。本当にありがとうございます。

日程第3 議案第65号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第65号、あさぎり町学校給食費条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第65号、あさぎり町学校給食費条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町の学校給食費を公会計化するため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。どうか御審議の上可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） あさぎり町学校給食費条例の制定について御説明いたします。最初に、条例制定の背景について御説明いたします。現在、本町における学校給食費は、教職員または学校給食センター職員が給食費を管理し、食材業者へ直接支払いを行う私会計方式としていることで次の課題が発生しております。1、教職員による集金管理、滞納者対応の負担が大きく多忙化を招いていること。2、多額の現金を学校や学校給食センターが取り扱っていることから金銭事故の危険性があること。3、債権者が法的に不明確であること。これらのことから教職員の多忙化解消と学校給食費管理の安全性を高めるため、学校給食費の管理方式を見直し、令和3年4月から町の予算に計上し、町が管理を行う公会計方式に移行するため、本条例を制定するものでございます。2ページをお願いいたします。次に、条例の概要を説明いたします。第1条趣旨、第2条定義、第3条学校給食の実施、第4条学校給食費の徴収、納付。第5条学校給食費の納付、第6条学校給食費の免除、3ページになります。第7条委任について規定をしております。なお附則といたしまして、第1項本条例の施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。準備行為、第2項この条例を施行するために必要な準備行為はこの条例の施行前においても行うことができるとします。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第66号、あさぎり町学校給食運営審議会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第66号、あさぎり町学校給食運営審議会条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町の学校給食費を公会計化するため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） あさぎり町学校給食運営審議会条例の制定について御説明いたします。最初に条例制定の背景について御説明いたします。これまであさぎり町学校給食センター条例施行規則にて学校給食センター運営委員会を設置して、私会計としての給食の実施計画や給食費、物資の調達等に関することを審議いただいておりますが、今回の給食費公会計化に伴いまして、新たな諮問機関として学校給食運営審議会を設置するものでございます。2ページをお願いいたします。条例の概要を説明いたします。第1条設置、第2条所掌事項、第3条組織、第4条任期、第5条会長及び副会長、第6条会議、第7条意見聴取、第8条秘密の保持、第9条庶務、第10条委任について規定をしております。なお附則として4ページになります。本条例の施行期日は、第1項、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし次項の規定は公布の日から施行する。準備行為、第2項この条例を施行するために必要な準備行為はこの条例の施行前においても行うことができるものとします。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第67号、学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第67号、あさぎり町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町の学校給食費を公会計化するに当たり、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） あさぎり町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。先ほど可決いただきましたあさぎり町学校給食運営審議会条例の制定に伴い、私会計としての運

営委員会に関する条項を削除するものでございます。新旧対照表にて説明いたします。3ページをお願いいたします。第4条、運営委員会。第5条、委員委員を削り、第6条を第4条とするものでございます。なお、附則として本条例の施行日は、令和3年4月1日とするものです。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号

◎議長(徳永 正道君) 日程第6、議案第68号、あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第68号、あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。農業委員候補者評価委員会の組織見直しのため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長(山本 祐二君) おはようございます。それでは、議案第68号について御説明申し上げます。この条例は、1期3年の任期が本年4月12日までとなります農業委員の候補者選定に関しまして、町長へ選出報告をするための評価委員会の組織を一部改正するものでございます。それでは、新旧対照表にて御説明申し上げます。3ページお願いします。左枠、現行、第3条第1項第3号中農業振興課長を、右枠、改正後、農林振興課長に改め、同様に同項第4号中農業振興課課長補佐を農林振興課課長補佐に改めるものでございます。これは3年前の改選時、平成30年度には農業振興課と称しておりましたが、その後の課再編にて農林振興課となりましたことが改正理由でございます。同様に下から2行目、同条第3項中農業振興課長を農林振興課長に改めるものでございます。本来であれば、課再編の折り遅滞なく改正しておくべきものでございました。誠に申し訳ございません。続きまして、同条第2項において、候補者及び推薦者は評価委員にはなれないということから、農業委員会会長及び職務代理への委嘱が困難になる可能性があるということをかんがみまして、第1項第7号中農業委員会会長を農業委員経験者1名に改め、同項第8号を削るよう改めるものでございます。2ページをお願いします。附則でございます。この条例は公布の日から施行するというにいたします。以上、説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。

したがって議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第69号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第16号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第69号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第16号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第16号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,361万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億3,599万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第16号について説明をいたします。2ページをお願いいたします。朗読させていただきます。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条地方債の変更は、第3票地方債補正による。今回の補正は、主に7月豪雨に伴う河川の緊急浚渫事業費と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、並びにふるさと寄附金の寄附額増に伴うものについて計上するものです。次に5ページをお願いいたします。第2条繰越明許費です。今回は三つの事業の繰越明許費補正となっております。このうち番号1が企画財政課分です。款2総務費、項1総務管理費のリモートワーク推進事業費については、新型コロナウイルスの影響により、パソコンの納品が間に合わない状況となったため繰り越すものです。次に6ページをお願いいたします。第3票地方債補正の変更です。二つの事業で、限度額合計を2億1,210万円とするものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。内容については、担当課から各事業の際に説明をいたします。次に9ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入です。最上段の枠で、目1地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として普通交付税で調整するものです。次に下から2番目の枠で、目1指定寄附金はふるさと寄附金で、寄附額の伸びによるもので、2,500万円増額補正計上し、合計2億2,500万円の見込みといたします。次に11ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の最上段の欄、目14基金費の節24積立金ふるさと基金積立金は、歳入でふるさと寄附の伸びによる増額を見込み計上いたしましたので、これを受けて基金積立金に計上をしております。その下の欄、目17ふるさと寄附対策費ですが、先ほど説明しましたふるさと寄附金の増額見込みを受けて、これに伴うふるさと寄附対策事業に関する節7報償費と、節12委託料について御礼品や発送業務手数料、ポータルサイトの業務委託料について、それぞれの率に応じた相応分の増額補正をそれぞれ行うものです。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。町民課所管につきまして御説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。歳出です。2枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節17備品購入費になります。令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、総合窓口における感染予防対策として、発熱者来庁時

の一時避難待機所として、また外国人の方に対応することによります飛沫防止ガード、それとタープテント、多言語対応型の翻訳機の購入費として計上しております。どうぞよろしく申し上げます。町民課は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳出11ページをお願いいたします。三つ目の枠で目4障害者福祉費、節19扶助費の障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、当初の想定見込みよりも排せつ管理支援用具などの申請が多く、予算が不足することから、増額補正を行うものです。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。11ページをお願いします。歳入から御説明いたします。2枠目でございます。目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、新型コロナワクチン接種対策費負担金でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種に要する者のうち、医療機関への委託料、それから会場使用料などに充てるものでございます。その次の枠でございます。目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金、これは医療機関との調整やワクチン接種券の発送など、ワクチン接種体制を整えるために必要な経費に充てるものでございます。次に11ページをお願いします。歳出でございます。1番下の枠になります。目6予防接種事業費、節3職員手当とこれは時間外勤務手当、医療連携会議や接種券の発送業務等に要するものでございます。節7報償費、これは医療連携会議の医師等への謝金でございます。節10需用費、消耗品費につきましては、注射費等に係るものでございます。印刷製本費につきましては封筒の印刷でございます。次のページをお願いします。節12委託料、個別接種医療機関委託料、これは医療従事者の接種に係るものでございます。次の接種事務委託料、これは国保連合会への委託料でございます。医療廃棄物処理委託料、これは注射器等の処理に係るものでございます。節13使用料及び賃借料、これは会場使用料でございます。節17備品購入費、これは接種会場のついたてを購入するものでございます。その次の目8スマートウェルネスシティ事業費、節3職員手当等時間外勤務手当でございますけれども、健康運動教室の夜間の分の職員対応等に要するものでございます。健康推進課所管分につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは商工観光課所管分の説明をいたします。12ページになります。2枠目になりますが、目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金、商工業振興補助金ですけれども、昨年末より申請件数の増加傾向が見られ、昨年度の1月から3月までの実績を踏まえ増額するものであります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管の補正予算について説明いたします。5ページをお願いいたします。この後に、歳入・歳出で工事請負費並びに委託費の増額補正をお願いいたしますが、それとあわせて繰越明許費の補正をお願いするものです。款7土木費の項3河川費の河川浚渫事業は、宮原川他6河川の浚渫工事とございます。そして款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費は、西平川の流木と土砂撤去委託でございます。それぞれ年度内に竣工が見込めないために繰り越すものでございます。9ページをお願いいたします。歳入です。1番下の枠の目4土木債、節2河川債は、繰越明許費の補正で、もう説明いたしました宮原川ほか6河川の浚渫工事費用に充てるものです。目9災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債も繰越明許で補正でも説明いたしました西平川の流木等撤去費用に充てるものです。12ページをお願いいたします。歳出です。1番下の枠の目2環境整備資材等支給事業費の節12委託料と、

節13使用料及び賃借料の増額は、昨年7月豪雨で被災した箇所、早急に補修が必要となったため今回補正をお願いするものです。13ページをお願いいたします。1番目の枠の目2河川改修費、節14工事請負費の増額は、宮原川ほか6河川の浚渫の補正をお願いするものです。次の枠の目1公共土木施設災害復旧費、節12委託料の増額は、西平川の流木等の撤去費の補正をお願いするものです。以上、建設課所管分の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、では総務課から今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。14ページから給与費明細となっております。まず14ページの特別職につきましては今回の補正はございません。次ページ15ページをお願いいたします。今回の補正では、健康推進課所管予防接種事業費及びスマートウェルネスシティ事業費において時間外勤務手当を補正しております。よって15ページの総括から今回の補正の総額、また、補正後の額、補正前の額、それぞれの欄に示すものでございます。16ページをお願いいたします。このページの表につきましては、今回の補正の増減の理由の明細でございます。今回の時間外勤務手当の補正は、その他の増減とするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明漏れはございませんかね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、報告第20号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第20号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 報告第20号について御説明を申し上げます。専決処分書により説明いたします。2ページになります。岡原小学校屋外運動場整備工事請負契約は、令和2年8月5日に議会の議決を経て締結した契約でございます。今回、町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により、契約金額の増額または減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ500万円以下である変更契約を締結することにより、専決処分により工事請負契約の一部を変更したものです。変更した理由として、2項に記載しておりますように、1事前調査の結果、既存バックネットの根入れ不足が判明した。関係指針等の基準を満たさず、倒壊の恐れがあると判断し撤去を追加した。2、新設砂場の床掘り中に、構造物が埋設されていることが判明した。砂場の設置、砂場の設置に支障となるため、撤去を追加した。3、既存水飲み場が使用不可能で今後も使用しないため、不要な構造物の撤去を追加した。このため、変更する事項は第1項に記載しておりますように、既決金額、5,740万9,000円。変更する金額5,795万2,439円。54万3,

439円を増額したものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。議案第20号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これで、会議をとります。令和2年度あさぎり町議会第11回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前11時17分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月19日

議長 徳永 正道

署名議員 山口 和幸

署名議員 永井 英治